

公立大学法人大阪研究代表者等特別手当規程

制 定 令和5.9.28 規程200

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学年俸制教員給与規程第23条の規定に基づき、同規程の適用を受ける年俸制教員（以下「年俸制教員」という。）に支給する研究代表者等特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金で研究に係るものをいう。
- (2) 直接経費 競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究者が使用する経費をいう。
- (3) 研究代表者等 競争的研究費の交付の対象となる研究において、当該研究を代表して行う本法人の教員及び当該研究を分担して行う本法人の教員をいう。

(支給額等)

第3条 研究代表者等特別手当は、次条に定める支給日の属する月の初日時点で年俸制教員として在職する者に支給する。

- 2 研究代表者等特別手当の支給額は、当該手当の支給日が属する年度において、自らが研究代表者等である研究に係る競争的研究費の直接経費から当該研究代表者等の人件費として支出した額の5分の4に相当する額を超えない範囲内で、当該研究代表者等が指定した額とする。ただし、当該研究代表者等の人件費を支出する競争的研究費が2以上の場合にあつては、それぞれの競争的研究費について支給額を算出するものとする。
- 3 研究代表者等は、研究代表者等特別手当の支給日が属する年度の12月末日までに、所定の方法により前項に定める支給額の指定を行わなければならない。

(支給日)

第4条 研究代表者等特別手当の支給日は、3月の給与支給日（公立大学法人大阪教職員給与規程第52条第2項に定める給与の支給日をいう。）とする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。